

所有権解除に伴う残高照会のお問合せについて

平成 17 年 4 月 1 日より「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」）が施行されたことに伴い、同日以降の所有権解除に伴う残高照会のお問合せにつきましては、原則としてお客様ご本人（車検証上の使用者）または「所有権解除照会並びに解除依頼書」（以下「解除依頼書」）により、お客様ご本人より委託された方のみとさせていただきます、下記の方法以外ではご回答を致しかねますのでよろしくお願い致します。（個人情報保護法第 23 条準拠）。

所有権解除の必要書類と手順

個人名義・法人名義とも、電話での回答はいたしません。書面にてご依頼ください。

お手許に「解除依頼書」が無い場合はこちらから [所有権解除照会並びに解除依頼書\(PDF\)](#)「解除依頼書」入手後に、(1) 以下の手順にてFAXをお願い致します。

(1) 「解除依頼書」に(所有名義人)および(自動車の表示)欄をご記入の上

① ご本人の場合(②の方法も可)

「解除依頼書」の住所・氏名欄に自署、捺印の上、写真付公的証明書コピー、車検証コピーをご用意ください。

② ご本人以外の場合

「解除依頼書」に依頼者(使用名義人)の住所・氏名欄に自署、捺印をいただき、

A 実印の場合は印鑑証明書コピーもしくは写真付公的証明書コピー、車検証コピーをご用意ください。

B 認印の場合は写真付公的証明書コピー(印鑑証明書は不可)、車検証コピーをご用意ください。

③ 法人様の場合

住所・氏名欄に会社印、実印の捺印、印鑑証明書コピー、車検証コピーをご用意ください。

受任者(販売店・回答書送付先)欄に、手続きされる販売店様の住所・社名・役職名・氏名・TEL・FAX 番号を記入の上押印してください。

※①②③のいずれも、転居がある場合は、住民票など住所のつながる書類のコピーが必要です
「解除依頼書」の右側に記載の必要書類をご用意ください。

(2) ①②③いずれかの状態で、FAX送信をお願いいたします。

書類到着後、「回答書」をFAXもしくは郵送致しますので、回答内容に応じた手続きを行ってください。

信販会社をご利用の場合は「完済証明書」を取得し、申請時に添付してください。

※氏名変更、ご本人死亡の場合等の必要書類やご不明な点は、下記にお問い合わせください。

電話番号 052-331-7173 (経理部)
FAX 番号 052-323-5934

所有権解除受付お取り扱い時間

※勝手ではございますが、当社の所有権解除受付取扱時間は平日 9 時 30 分から 17 時とさせていただいております。
時間外のお問合せは、翌営業日の回答となりますのでご了承ください。

※所有権解除窓口の休業日は、日曜、祝祭日、第 2・4 月曜他となりますので、お急ぎの書類は休業日にかからないように、ご手配をお願い致します。

[トヨタカローラ名古屋トップページへ戻る](#)